

(別紙 1)

坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金の交付申請に関する
誓約及び承諾事項

- 1 坂東市わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、坂東市及び茨城県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、直ちに坂東市へと報告するとともに、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱等の規定により、速やかに移住支援金を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ・虚偽の申請等をした場合（正当な理由なく本市及び茨城県が求める報告及び立入調査に応じなかった場合を含む。）
 - ・居住、就業、起業等の移住支援金の要件に関する事項について実態を伴わない申請をした場合
 - ・移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合
 - ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - ・その他、市長が交付決定の取消しが必要であると認めた場合
 - (2) 半額の返還
 - ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合
- 3 移住支援金の交付を受けるに当たり、坂東市及び茨城県が、申請者及び申請者と同一世帯である世帯員全員の住民登録や市税等の納付状況、就業・勤務状況等について各関係機関に調査、照会、資料の閲覧等を行うことを承諾します。